

第70回秋期全国非常通信訓練の実施について

1 訓練の目的

本訓練は災害想定の下で実践的な訓練を行うことにより、平常時使用している通信手段が使用できない状況における非常通信ルートの検討又は検証を行うと同時に、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図る。

(1) 内閣府と都道府県間の訓練

中央非常通信協議会の非常通信計画に定められた内閣府(消防庁経由)と都道府県間の通信ルート(以下「中央通信ルート」という。)の検証。

(2) 都道府県と被災想定市町村間の訓練

四国4県の各県非常通信協議会が策定した、県と市町村間の通信ルート(以下「地方通信ルート」という。)の検証。

(3) 被災想定市町村と避難場所等(地域防災計画で指定されている避難場所等)の間の訓練

市町村防災行政無線や当該市町村内に存在する自営系無線を活用した、被災想定市町村役場と避難場所等の間における通信ルートの策定及び検証。

(4) 非常用電源を用いた訓練

非常用電源の整備、点検及び使用により、その機能確認を行うとともに使用方法の習熟を図る。

2 訓練開始日時

平成20年11月18日(火) 午後1時30分

3 実施地域

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

4 災害想定(種別・条件)

(1) 災害の種別

広域災害(地震、台風、豪雨等)のうち訓練参加市町村が定めるものとする。

(2) 訓練の条件

ア 商用電源は、停電のため使用不可能。

イ 電気通信事業者が提供する通信設備は、ふくそう等のため使用不可能。

ウ 被災想定市町村庁舎にある県防災行政無線は、破損等のため使用不可能。

エ その他、通常の通信ルートは、通信の途絶又はふくそうの発生のため使用不可能。

5 各県の訓練想定

(1) 徳島県

被災想定市町村は美馬市及び神山町。災害想定を「地震が発生し、徳島県北部で震度5強を観測した。各所で家屋倒壊や山腹崩壊が発生し、広範囲で停電している。」とし、被災地から徳島県災害対策本部を経由し、防衛ルートで内閣府まで模擬通報による通信訓練を実施。

加えて、徳島県はNHK徳島放送局、四国放送(株)に対し放送要請を行う(想定(想定のみで終了。以下、各県に同じ))。

(2) 香川県

被災想定市町村は三豊市及び土庄町。災害想定を「高知県沖を震源としたマグニチュード7の地震が発生し、三豊市及び土庄町では震度6弱を観測した。」とし、被災地から香川県災害対策本部を経由し、電力ルートで内閣府まで模擬通報による通信訓練を実施。

加えて、香川県はNHK高松放送局に対し放送要請を行う(想定)。

(3) 愛媛県

被災想定市町村は上島町及び内子町。災害想定を「土佐湾を震源とするマグニチュード7の地震が発生し、県内では震度6強を観測。県内各地で建物倒壊やライフラインの寸断等が発生。山間部では山崩れ等により主要道が寸断され、孤立地域が複数発生している。また、沿岸部では、津波の来襲により甚大な被害が発生している」とし、被災地から愛媛県災害対策本部を経由し、警察ルートで内閣府まで模擬通報による通信訓練を実施。

併せて上島町及び内子町では、広報車や市町村防災行政無線による住民への情報提供を行う(想定)。

加えて愛媛県は、(株)愛媛朝日テレビに対し放送要請を行う(想定)。

(4) 高知県

被災想定市町村は須崎市及び土佐清水市。災害想定を「四国沖の南海トラフを震源としたマグニチュード8.4の巨大地震の発生により、津波による浸水及び建物の倒壊などの被害が発生した。」とし、被災地から高知県災害対策本部を経由し、電力ルートで内閣府まで模擬通報による通信訓練を実施。

併せて、須崎市は市町村防災行政無線(同報系)による住民への情報提供を行う(想定)。

加えて高知県は、報道機関を通じて情報提供を行う(想定)。

6 訓練方法

第70回秋期全国非常通信訓練の概要図のとおり

7 通報訓練ルート 別表のとおり